

1) 準備会議の公開について

淀川水系流域委員会準備会議の公開については、新河川法において特段の規定はないが、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」という河川法改正の趣旨を勘案すれば、できるだけ公開に努力すべきと考えられる。

そこで、淀川水系流域委員会準備会議については、本日の第1回会議及び第2回以降の会議についても、公開を原則としたい。

なお、本日の「淀川水系流域委員会準備会議設立会」については、一般及びマスコミ関係者による傍聴を可能としている。また、近畿地建より提出される会議資料はすべて公開することとしている。

原則公開の方法としては以下が考えられる。

記

< 会議開催の案内 >

一般には近畿地建等のホームページ上で案内
マスコミ関係者には記者クラブを通じて案内

< 会議の傍聴 >

一般及びマスコミ関係者の傍聴席を設ける

傍聴の受付は三菱総合研究所が行う。傍聴可能人数については、会場規模との関係を考慮し、50名程度を限度とする。これを超える場合には、事前に抽選を行うこととする。

< 記者説明 >

会議開催直後に記者発表を原則として行う

会議開催直後に議事の骨子を取りまとめた上で、準備会議主催の記者発表を行う。この骨子のとりまとめ責任及び発表者は議長とする。

< 会議内容の公開 >

近畿地建ホームページに掲載

議事骨子については、議長の承認を得た上で、できるだけ速やかに掲載する。

発言者名も含めた議事の全文及び会議資料については委員の承認を得た上で、掲載する。但し、流域委員会の委員選定に関する議論などで取り上げられた個人名等については、審議段階では原則、非公開とする。

資料提供

会議を傍聴していない一般等から資料の提供を求められたときは、複写費及び郵送料を実費請求の上で会議資料等を提供する。受付等は三菱総合研究所が行う。